

基安労発0331第1号
基労補発0331第2号
平成23年3月31日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
労災補償部補償課長

石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表に係る
石綿肺の取扱い等について

労働者災害補償保険法に基づき支給決定した事案に係る標記公表については、これまで肺がん、中皮腫、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚を対象疾病としてきたところであるが、平成22年7月から石綿による健康被害の救済に関する法律の指定疾病に石綿肺が追加された状況等を踏まえ、今後は石綿肺による労災認定事業場についても公表することとし、下記のとおり取り扱うこととしたので、労働衛生部署と労災部署との間の連携を図り、事務処理に万全を期されたい。

記

第1 労働衛生関係

1 参照票の作成等

平成23年4月1日以降、じん肺管理区分を管理2以上と最初に決定する際（特別加入者に対してじん肺の程度の判断を行った場合を含む。）、胸部エックス線写真の粒状影及び大陰影並びに不整形陰影に係る地方じん肺診査医の審査結果を別紙「じん肺有所見者参照票」（以下「参照票」という。）に記録し、じん肺管理区分決定に関する他の書類とともに保存すること。

ただし、じん肺管理区分の決定件数が多い等の理由により、じん肺管理区分の決定時に参照票の作成が困難な場合には、胸部エックス線写真の粒状影及び大陰影並びに不整形陰影に係る審査結果を台帳に記録しておき、労災保険給付の請求があった際に当該審査結果を転記し、参照票を作成しても差し支えない。

2 参照票の送付

上記1により参照票を作成した場合には、所轄労働基準監督署長あて（じん肺管理区分の随時申請（以下「随時申請」という。）で申請者の最終粉じん事業場が他の都道府県労働局の管内にある場合には、当該労働局長あて）じん肺管理区分決定通知書の写しを送付する際に、併せて参照票の写しを送付すること。

3 実施日

本取扱いは、平成23年4月1日以降にじん肺管理区分の決定を行うものから実施する。

第2 労災補償関係

1 石綿肺の労災認定事業場の取扱い

じん肺症（じん肺合併症を含む。）により労災認定を受けた労働者等（労働者及び特別加入者をいう。以下同じ。）の事案であって、以下のすべての要件を満たすものについて、「石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表」において、石綿肺の労災認定事業場と取り扱うものとする。

- (1) 胸部エックス線写真において、第1型以上の不整形陰影があること
- (2) 石綿ばく露作業従事歴があること
- (3) その他の医学的所見や粉じん作業歴が医学的に石綿肺との診断と矛盾しないこと
- (4) 労災認定事業場において、労働者等が石綿ばく露作業に従事したこと

2 要件の確認手順

- (1) 上記1の(1)、(2)及び(4)のすべての要件を満たす事案については、聴き取り調査等を行い、労働者等が従事した石綿ばく露作業の内容、従事時期、従事期間等を調査する。

上記1の(1)、(2)又は(4)のいずれかの要件を満たさない事案については、石綿肺とは取り扱わないものとし、上記調査は行わない。

- (2) 上記(1)の調査結果、参照票等に基づき、医学的に石綿肺との診断と矛盾しないか否かに関する意見書を呼吸器を専門とする地方労災医員等から徴する。
- (3) 上記(2)の意見書の内容が、医学的に石綿肺との診断と矛盾しないとの内容である場合に石綿肺と取り扱う。

3 要件の確認方法

- (1) 上記1の(1)については、参照票で確認する。

ただし、参照票が作成されていない事案については、

ア 直近のじん肺管理区分決定に係るじん肺健康診断結果証明書のエックス線写真の像欄で確認する

イ 随時申請が可能な事案については、随時申請を指導し、それにより参照票を取得する

ウ 胸部エックス線写真の提出を受ける

のいずれかの方法により第1型以上の不整形陰影の有無を確認する。

なお、いずれの方法によっても確認できない場合は、上記1の(1)の要件を満たさないものとする。

(2) 上記1の(2)については、直近のじん肺健康診断結果証明書の粉じん作業職歴欄で確認する。

ただし、これまでにじん肺管理区分の決定を受けていない事案については、

ア 随時申請が可能な事案については、随時申請を指導し、それによりじん肺健康診断結果証明書を取得する

イ 聴取等により粉じん作業従事職歴表を作成する

のいずれかの方法により、石綿ばく露作業従事歴の有無を確認する。

なお、いずれの方法によっても確認できない場合は、上記1の(2)の要件を満たさないものとする。

4 石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツールによる作業

上記1の要件を満たし、石綿肺と取り扱われた事案については、平成21年7月31日付け事務連絡「石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツールの導入及び当該ツールを用いての報告並びに各都道府県労働局におけるツール導入時の作業依頼について」により示した「石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツール操作手引書」に基づき登録処理を行うこと。

なお、登録処理の時期については、原則として支給決定後1か月以内に、「請求情報の登録」及び「決定情報の登録」を同時に行うこと。

5 実施日

本取扱いは、平成23年4月1日以降に支給決定したものから実施する。

じん肺有所見者参照票

(別紙)

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

管理区分 (いずれかに○) 2・3イ・3ロ・4 審査日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

じん肺診査医 _____

胸部エックス線写真の審査結果 (該当する区分に○)

粒状影及び大陰影				不整形陰影			
第0型	0 / -	0 / 0	0 / 1	第0型	0 / -	0 / 0	0 / 1
第1型	1 / 0	1 / 1	1 / 2	第1型	1 / 0	1 / 1	1 / 2
第2型	2 / 1	2 / 2	2 / 3	第2型	2 / 1	2 / 2	2 / 3
第3型	3 / 2	3 / 3	3 / +	第3型	3 / 2	3 / 3	3 / +
第4型	4 A	4 B	4 C				

その他・備考